

# 監査結果について（概要）

令和6年5月27日  
山形県監査委員事務局

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求があった住民監査請求について、本日、監査委員は請求人に監査結果を通知した。

## 1 請求の概要

### (1) 請求人

市民オンブズマン山形県会議（代表者 外塚功、田中暁） 外4名

### (2) 請求日

令和6年3月28日

### (3) 請求の要旨

令和4年度に知事が交付した山形県議会政務活動費のうち、36名の議員に対する違法と判断される支出（454件、18,107,341円）について、知事が返還請求権を行使しないことは財産管理を怠るものであるから、返還請求を行うよう監査委員が勧告することを求める。

### (4) 請求の理由（違法な行為）

知事に返還請求を求める支出は、以下の4つの類型の理由により、政務活動費の目的外であり違法と判断される支出である。

- A：政務活動と直接関係のない事項が掲載された広報誌の発行やホームページの維持に係る費用の2分の1の按分を超える支出
- B：意見交換を目的としない新年会等への参加費・旅費の支出
- C：町会費等個人の立場で加入している団体に対する会費等の支出
- D：政党、後援会その他の政務活動とは考えられない支出

## 2 監査の概要

### (1) 請求の受理

本件監査請求は法に規定する要件を具備していると認め、令和6年4月10日に受理し、監査を実施した。

### (2) 監査対象事項

- ① 請求人から請求のあった支出が、違法な公金の支出に当たるか否か。
- ② 知事が返還請求権を行使しないことが、財産の管理を怠る事実にあたるか否か。

なお、監査の過程で議員から収支報告書訂正届が提出されたものについては、監査対象から除外し、451件、支出額17,647,961円を監査対象とした。

### (3) 監査方針

山形県政務活動費の交付に関する条例等及び「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）に基づき、政務活動費が適正に支出されているかの観点から監査を行った。

### (4) 監査対象機関（議会事務局）に対する監査

議会事務局から、政務活動費制度の概要、支出手続、議会事務局によるチェック体制等を聴取するとともに、収支報告書を確認し、請求人の主張に係る議会事務局の見解を聴取し、疑義等があるものについては議会事務局を通じて関係人（議員）から確認した。

### (5) 判断

AからDまでの4つの類型の理由から違法な支出であると摘示のあった個々の支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、明らかに手引（使途基準）に反していると認められる支出は無く、いずれも直ちに違法な公金の支出に当たるとは言えない。

### (6) 結論

本件監査請求については、政務活動費に違法な支出があったとは言えず、また、知事が財産の管理を怠った事実も認められないことから棄却する。

### (7) 意見

住民監査請求以降、複数の議員から記載誤りを理由に収支報告書訂正届の提出があったことから、県議会としてより正確な運用と報告内容の点検強化が必要と認められた。

本件監査請求にあたり、請求人から、県議会がインターネット公開した各県議の領収書について、公開画像の解像度が悪く記載内容が読み取りづらいものが多いとの意見があった。このことについて、議会事務局から今後解像度の向上に取り組む旨の説明があったが、ホームページ上で公表を行う趣旨に鑑み、継続的に改善に取り組まれるよう希望する。

政務活動費制度について、透明性と信頼性の確保に努め、議員としてどのような活動を行っているのか県民に対し分かりやすく報告するなど、十分な説明責任を果たしながら、疑念を持たれることのないよう、適切に運用することを期待する。

以上